

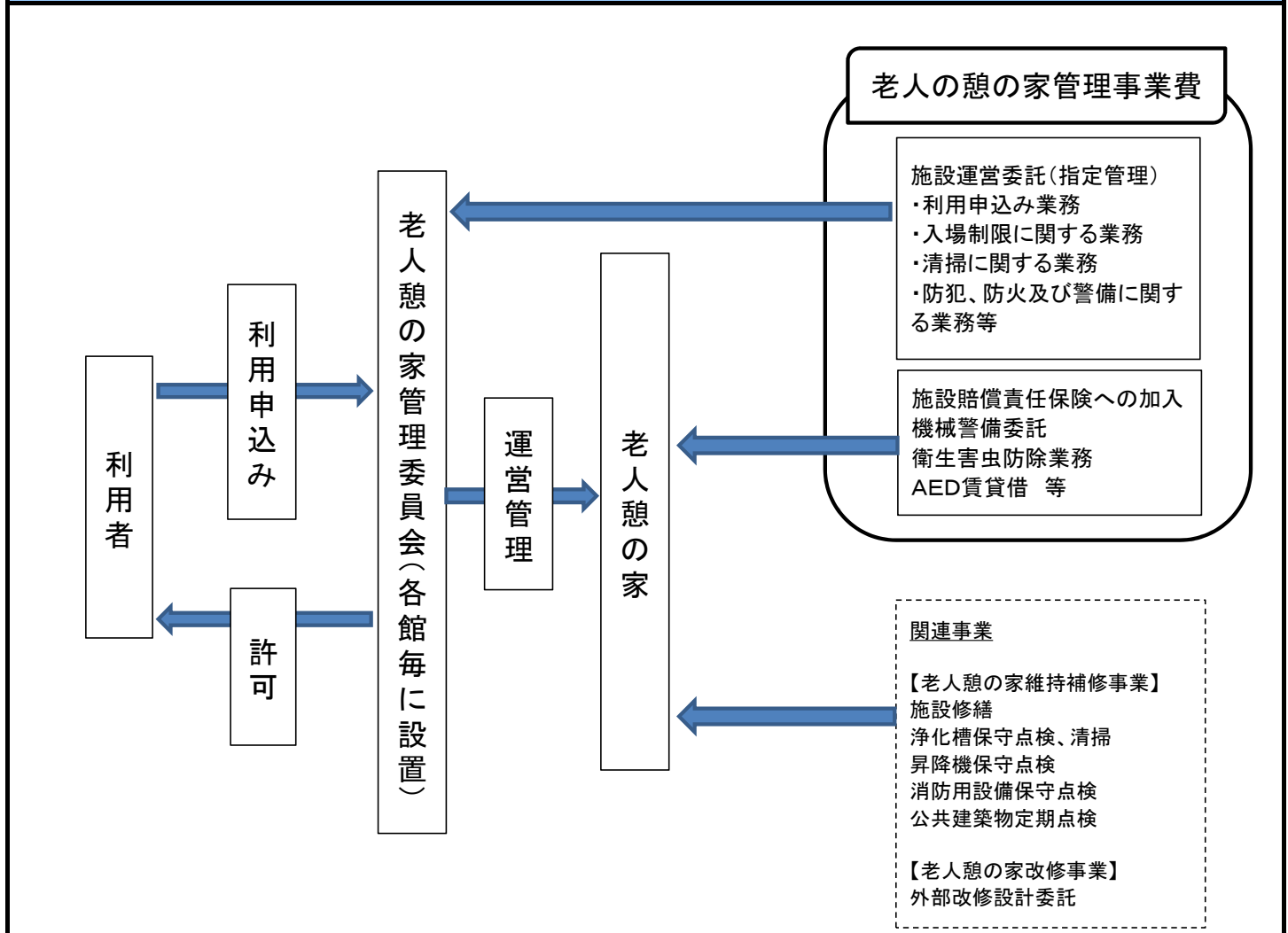
事業概要シート

担当部名	福祉部	事業名 (子事業名)	老人憩の家維持管理事業費
担当課名	地域包括ケア推進課	根拠法令・例 規・要綱等	厚木市老人憩の家条例
担当係名	地域支援係		
事業開始年度	S43		

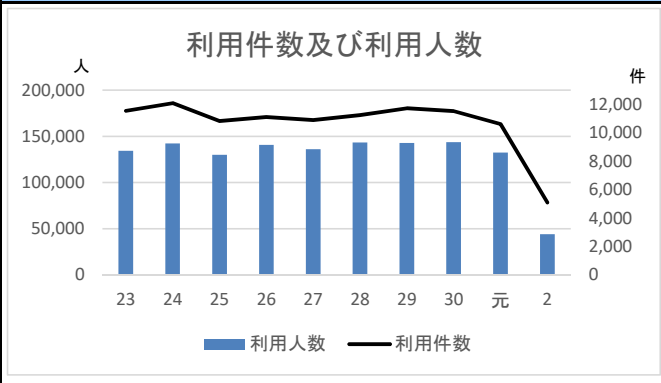
事業概要

目的	高齢者（施設利用者）が安心して利用できる施設づくりに努め、施設環境の向上を図ることを目的とします。
対象	厚木市民
事業詳細 (実施内容・ 実施手法等)	<p>○老人憩の家数：42館 ○開館：9時～21時（休館日なし） ○維持管理の手法：指定管理者制度（各地区に設置されている老人憩の家管理委員会） ○老人憩の家とは：老人の教養の向上と心身の健康増進を図るほか、地域住民の相互交流を促進するため、市内に42館設置されています。 ○利用の対象：主たる利用者は高齢者ですが、年齢問わず誰でも気軽に使うことができます。 ○令和元年度利用者数 132,460人（憩の家42館） 利用件数 10,610件（憩の家42館） （内訳） 高齢者 94,245人 / 一般 38,215人 ○令和2年度利用者数 44,207人（憩の家42館） 利用件数 5,099件（憩の家42館） （内訳） 高齢者 33,701人 / 一般 10,506人</p>
事業の効果	建物の適切な維持管理を行うことにより、利用者が安全で利用しやすい老人憩の家として運用できるとともに、災害時の指定緊急避難場所として活用しています。
事業周知方法 ・内容	・市ホームページ

事業の全体像（フロー図、写真などを用いて事業の様子を視覚的に説明）



成果指標	指標名	利用人数及び件数				成果指標の推移グラフ	
	指標の説明	老人憩の家利用者数及び件数					
		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度
	人数	人	143,720	132,460	44,207		
	件数	件	11,524	10,610	5,099		
前年度比	%	100.6%	92.2%	33.4%			
指標備考	老人憩の家管理委員会より、四半期毎に報告を受けて集計。 新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年3月から5月まで及び令和3年1月から3月まで休館や開館時間短縮を実施。						



事業のコスト

コスト	単位	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算見込み)	令和3年度 (予算)
	事業費	千円	23,421	23,416
人件費	5,192		5,089	
経費総額	28,613		28,505	

人件費内訳	令和元年度人件費内訳 (単位:千円)				令和2年度人件費内訳 (単位:千円)						
	行政職 1	@ 8,654	×	0.60 人	=	5,192	行政職 1	@ 8,481	×	0.60 人	=
行政職 2	@ 8,984	×	人	=	0	行政職 2	@ 8,987	×	人	=	0
再任用	@ 3,524	×	人	=	0	再任用	@ 3,688	×	人	=	0
臨時職員	@ 1,110	×	人	=	0	臨時職員	@ 1,164	×	人	=	0
その他	×		人	=	0	その他	×		人	=	0

事業費及び財源内訳 (千円)	年度	総額	一般財源	国県支出金	市債	その他
	R01 (決算)	23,421	23,377			44
	R02 (決算見込み)	23,416	23,373			43
	R03 (予算)	24,722	24,679			43

事業費内訳	【令和3年度予算の内訳】	
	歳入	歳出
行政財産使用料	38千円	需要費 2,032千円 (消耗品、光熱水費)
公衆電話使用料	5千円	役務費 3,081千円 (電話料 (公衆電話)、剪定手数料等)
		委託費 17,749千円 (施設運営委託、機械警備委託、衛生害虫防除委託等)
		使用料及び賃借料 1,860千円 (自動体外式除細動器 (AED) 賃借料)

①いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域の人とつながりを持ち誰もが身近に顔を出せる場所があることが必要とされています。市が実施している市民意識調査では、23.6%の市民が気軽に集える居場所づくりの取組や13.4%の市民が活躍できる機会・場所の充実が必要であると回答しています。

②超高齢社会を迎え、地域のボランティア活動や趣味のグループ等が増えることが見込まれ、より一層通いの場としての重要性が増すものと思われます。さらに、地域活動への参加は、認知症リスクが22%減、役割を担うとさらに19%減となる研究報告もあり、老人憩の家の利用者の増加が考えられます。また、児童館との複合施設においては、異なる世代の方が同一の場所に集まるため、世代間交流を図ることで、子どもたちの人間関係の拡大や高齢者の孤立を防ぐこともでき、地域包括ケア社会の実現に寄与することが期待されています。

③建築後50年を経過する施設が1館、40年を経過する施設が9館あり、施設の老朽化に対する改修工事や建て替を求められています。

上記課題等への対応や見直しの方向性

今後も利用者の増加が見込まれることから、施設の計画的な改修や修繕を行うとともに、施設の利用状況や類似施設である自治会館などの設置状況、地域性などを考慮しながら施設の複合化及び統廃合等の検討を進め地域住民の方がより利用しやすい施設の設置を検討する必要があります。

直近3か年以内の事業見直しの有無とその内容	見直しの有無	無
-----------------------	--------	---

関連事業

老人憩の家維持補修事業
老人憩の家改修事業